

答弁書第二十八号

内閣参甲第二五号

昭和二十三年三月十九日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出公務員地域別俸給加算に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和廿三年参月廿参日

参議院議員小川友三君提出公務員地域別俸給加算に関する質問に対する答弁書

公務員地域別俸給加算につきましては、これが公務員にとりまして極めて重要な事柄でございますので、政府と致しましてはこれを官廳職員労働組合側と協議して処理致そうと昨年組合側に提案したのでございますが、本件の処理が極めて困難繁雜でございますため、組合側がこの提案を拒否致しましたので、已むを得ず政府側におきましてこれを一方的に処理致し現在に至つております。

これ迄全國の市町村を特別、甲、乙及丙のどの地域に指定するかは、当該市町村に居住する公務員の標準世帯の数ヶ月にわたる生計費、当該市町村の人口、戸数、人口密度、地目別面積、農家戸数、主食副食の配給状況自由物價、総理廳統計局の調査による全國二十八都市の生計費等々を考慮致し、關係各省協議の上決定してあるのでございますが、就中当該市町村の物價を重視すべきは当然でございます。然しながら各市町村における物價を把握ること自身が極めて困難なのでございまして、同一地におきましても物の品質、その購入時期、購入場所、物價の調査方法、その他の事情により、調査に表れました物價は極めて

区々で同一でございませず、現に同一地における各機関の物價調には著しい相違があるのでございませす。従つて各地の物價を比較致しまして某市を高いと致し、某々市を低いと致しますことは、なかなか慎重を要するのでございまして、その調査、比較には十分の注意を拂い、その公正妥當な資料の蒐集に鋭意努力してある次第でございませす。

先般開されました臨時給與委員会におきましては、本件の處理につきまして、各府縣に官廳職員労働組合を中心と致しまする地区区分委員会を、中央に地域委員会を設置することを決定して政府に答申してあります。政府と致しましては、同委員会のこの答申に従ひまして、かような委員会を近く設置しまして、今後は本件を、より民主的に、より合理的に處理致す所存でございませす。